

## 市庁舎火災事案検証委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 平成25年（2013年）7月12日に発生した市庁舎火災事案（以下「火災事案」という。）の検証を行うとともに、同種の事案の再発防止に向けた取組の検討を行うため、宝塚市都市経営会議設置規程（平15年訓令第26号）第6条第1項の規定に基づき、市庁舎火災事案検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）火災事案の発生に至る経緯及び発生後の対応の検証
- （2）同種の事案の再発防止策の検討
- （3）前2号に掲げるもののほか、火災事案の検証等に関し必要な事項の調査

### （組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長には危機管理監を、副会長には都市安全部長をもって充てる。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### （会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の委員の出席については、委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。  
この場合において代理出席した職員は前項の委員とみなす。

### （意見の開陳その他の協議依頼）

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他の協力を依頼することができる。

### （部会）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会長が指名する者をもって組織する。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、総合防災課が行う。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年（2013年）7月 日から施行する。

市庁舎火災事案検証委員会構成委員(案)	
役職	部局名
会長	危機管理監
副会長	都市安全部長
委員	企画経営部長
委員	市民交流部長
委員	総務部長
委員	健康福祉部長
委員	子ども未来部長

## ○宝塚市都市経営会議設置規程

(抜すい)

### (小委員会及び検討会の設置)

第 6 条 市長は、都市経営会議において更に詳細な調査検討を加える必要があると認める事項については、小委員会を設置し、調査検討させることができる。

2 市長は、事前に専門的な検討を要すると認める事項については、都市経営会議に諮った上で検討会を設置し、検討研究させることができる。

3 小委員会の委員は、都市経営会議の委員のうちから市長が指名する。

4 検討会の委員は、職員のうちから市長が指名する。

